

法改正多数!

令和5年度「使いやすい」助成金のご案内 ※令和5年5月1日現在

限定	助成金名	コース名	内容	受給額 【中小企業の額】 ※大企業の場合の金額	助成金を申請できる時期 (助成金申請には、事前に計画届が必要です)	
なし	キャリアアップ助成金	正社員化コース	有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換	①有期→正規：57万円/人 ※42.75万円 ②無期→正規：28.5万円/人 ※21.375万円 ※20人まで ※大企業は、①42.75万円、②21.375万円	転換して6か月が経過したら	
		短時間労働者労働時間延長コース	有期雇用労働者等の週所定労働時間を3時間以上延長し、社会保険を適用	23.7万円/人 ※17.8万円 ※45人まで ※なお、3時間未満の延長であっても、以下のとおり、助成を受けられる場合がある。 ・1～2時間延長かつ10%以上昇給 5.8万円 ※4.3万円 ・2～3時間延長かつ6%以上昇給 11.7万円 ※8.8万円	週所定労働時間延長して6か月が経過したら	
中小企業	働き方改革推進支援助成金	勤務間インターバル導入コース	9時間以上11時間未満または11時間以上の勤務間インターバル制度を導入し、定着を推進するために、労働能率の推進する設備等を導入し、成果を上げた場合	対象経費の合計額に助成率最大8割を乗じた額 (上限100万円) ※賃金3%以上の引上げを行った場合、加算あり	交付申請期限：令和5年11月30日まで	
		労働時間短縮・年休支援促進コース	時短・年休取得促進の環境整備を目的に、労働能率を増進するために設備等を導入し、成果を上げた場合 以下の成果目標1つ以上 1) 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を縮減 2) 年休の計画的付与の規定導入 3) 時間単位の年休の規定導入し、指定の特別休暇の規定を1つ以上導入	以下のいずれか低い方の額 (1) 成果目標1から3の上限額(25万円から150万円)および賃金加算額の合計額 (2) 対象経費の合計額×補助率3/4(※) (※) 常時使用する労働者数が30名以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5 ※賃金3%以上の引上げを行った場合、加算あり	交付申請期限：令和5年11月30日まで	
		労働時間適正管理推進コース	労務・労働時間の適正管理を推進するため、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、成果を上げた場合	①新たに勤怠管理と給与計算等をリンクさせ、賃金台帳等を作成等出来るようなITシステムを採用する ②新たに賃金台帳等の労務管理書類を5年間保存することを就業規則等に規定 ③「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に係る研修を労働者・労務管理担当者に実施 ①から③すべて実施 対象経費の合計額に助成率最大8割を乗じた額 (助成上限額100万円) ※賃金3%以上の引上げを行った場合、加算あり	交付申請期限：令和5年11月30日まで	
中小企業	両立支援等助成金	出生時両立支援コース(子育て/VA支援助成金)	第1種	男性従業員の育児休業を取得しやすい環境を作り、実際に男性従業員が産後8週間以内に開始する連続5日以上育児休業を取得した場合	①育児休業取得 20万円 ②代替要員加算 20万円(3人以上45万円)	育児休業の終了日の翌日から起算して2か月以内
			第2種	第1種助成金を受給した事業主が男性労働者の育児取得率を3年以内に30%以上上昇させた場合	①1年以内達成 60万円 ②2年以内達成 40万円 ③3年以内達成 20万円	要件を満たす事業年度の翌事業年度の開始日から起算して6か月以内
		育児休業等支援コース	育児取得時・職場復帰時	①育児取得時 対象者(3か月以上の育児休業取得者)の「育児復帰支援プラン」を作成し、面談・引継ぎを実施する場合に助成 ②職場復帰時 ①の対象者について、「育児復帰支援プラン」に基づき、育児中の職場の情報共有を行い、復帰前後に面談を行い、原職等に復帰後6か月以上雇用する場合に助成	①30万円 ②30万円 ※①②各2回まで(無期雇用・有期雇用 各1回)	①育児休業または、産後休業を開始して、3か月経過したら ②育児休業から職場復帰して、6か月を経過したら
			業務代替支援	3か月以上の育児終了後、育児取得者が原職復帰の取り扱いを行い、代替要員の新規雇用等を行い、育児取得者を原職に復帰させた場合	ア) 新規採用(派遣を含む) 50万円 イ) 手当支給等 10万円 (有期労働者加算10万円) ※10人まで	育児休業終了日の翌日から起算して6か月を経過する日の翌日から2か月以内
	職場復帰後支援	法を上回る子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入し、労働者が職場復帰後、6か月以内に一定以上利用させた場合	制度導入 30万円 ア) 看護休暇制度 1,000円×時間 イ) 保育サービス費用 実支出額の2/3補助 ※制度導入は1回限り、制度利用は初回から3年以内に5人まで	育児休業終了日の翌日から起算して6か月を経過する日の翌日から2か月以内		

生産性要件は、令和5年3月31日で廃止されました

これらの助成金は雇用保険料を財源としているため、労働社会保険諸法令違反(就業規則未届、法定帳簿不備、残業代未払等)がある場合、受給できない可能性があります。

あかね社会保険労務士法人

〒530-0012 大阪市北区芝田1丁目4-17 梅田エースビル5階 TEL: 06-6359-5381 E-MAIL: info@akanesr.com